

宍粟市教育委員会交際費の支出基準及び公表基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宍粟市教育委員会交際費（以下、「教育委員会交際費」という。）の適正かつ公正な執行及び透明性の向上を図るための公表基準について定めるものとする。

(支出基準)

第2条 教育委員会交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 慶 祝 各種行事祝など
- (2) 弔 慰 香料等弔慰など
- (3) 見 舞 い 傷病等入院見舞いなど
- (4) 会 費 参加費、会費・協賛など
- (5) 記念品等 記念品、土産代など
- (6) 接 遇 対外的な折衝等を行う際の経費
- (7) そ の 他 前各号に分類できない経費

2 教育委員会交際費の支出基準は、別表に定めるとおりとする。

(公表内容)

第3条 教育委員会交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出区分
- (2) 支出内容
- (3) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第4条 教育委員会交際費の公表は、3ヶ月ごとの支出状況を最終月の翌月末までに、宍粟市ホームページに公表するとともに、教育総務課において閲覧に供する方法により行うものとする。

(改正)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、平成26年4月1日以後に支出の決定がなされる教育委員会交際費について適用する。

(別表)

宍粟市教育委員会交際費支出基準

平成 26 年 4 月 1 日

	区分	項目	内容	金額等
1	慶祝	各種行事等	各種団体等の設立・周年記念式典等祝（祝賀会等出席の場合）	10,000 円以内
		各種受賞等	各種受賞等祝	10,000 円以内
2	弔慰	香料等弔慰	各種委員・団体長等香料・供物（本人）	各種 10,000 円以内
			各種委員・団体長等香料・供物（両親・配偶者・子・同居の親族）	5,000 円以内
3	見舞い	傷病等入院見舞など	各種委員・団体長等入院時の見舞いなど	5,000 円以内
4	会費	参加費	会合・研修等参加費	10,000 円以内
		協賛金等	各種事業協賛金等	10,000 円以内
5	記念品等	記念品	各種大会教育委員会賞副賞など記念品代	10,000 円以内
		土産代	視察・来訪者等手土産代	3,000 円程度
6	接遇	対外的な折衝等を行う際の経費	市教育行政に関する外部との懇談	社会通念上妥当と認められる範囲内で支出
7	その他	前各号に分類できない経費	その他雑費	社会通念上妥当と認められる範囲内で支出

※上記以外は、その都度、教育長と協議し決定する。